

定員：30名
対象児童：小学校入学前の児童
(ただし、2歳未満の児童を除く)

問寒別へき地保育所

3歳以上児については
集団生活の経験をさせ
る場合。

入所事由：保護者の就労などにより
家庭で保育できない
場合。

利用者負担額徴収基準額表 (保育3号認定)						
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳未満児 (3号給付)	
					徴収基準額 (月額) 円	
階層区分	定 義				保 育 標準時間	保 育 短時間
A	生活保護世帯				0	0
B	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ) の町民税非課税世帯				0	0
	ひとり親世帯等				0	0
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,350	5,290
				ひとり親世帯等以外の世帯	11,700	11,580
	2		48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額 77,101円未満	5,400	5,400
				上記以外の世帯	18,000	17,760
	3			97,000円以上169,000円未満	26,700	26,340
	4		169,000円以上301,000円未満	36,600	36,060	
	5		301,000円以上	48,000	47,280	

・C1階層～C3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C4階層～C5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円

たいなどの場合
保育時間：月曜日～金曜日
(8時00分～15時30分)

※延長を希望される方は17時15分まで

休所日：土曜日、日曜日、国民
の祝日、年末年始

入所申込み：様式は問寒別へき地
保育所に来所して入手いただく
か、幌延町ホームページ
からPDF (へき地
保育所入所申込書) を
印刷してご使用ください。

入所事由により就
労などの証明書類を添
えて、問寒別へき地保
育所に提出してくださ
い。

●保育料および保護者負担金について

(1) 3歳～5歳の保育料は無償化となつて
います。

ただし実費徴収とし
て、おやつ代(月額7
00円)・行事食(1回
240円) および教材
費(月額1,140円)
の保護者負担金があり
ます。

(2) 3歳未満児は左記の保育料
徴収基準額表のとおりです。

認定こども園、問寒別へき地保
育所についてのお問い合わせは、
認定こども園 (5-1-254)
でお受けしています。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表				
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				
階層区分	定 義		3歳未満児 保育料 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ) の町民税非課税世帯		0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,600
	2		48,600円以上 97,000円未満	10,500
	3		97,000円以上 169,000円未満	11,300
	4		169,000円以上	12,900

・3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額